

壬生町とちまる安心認証促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内飲食店に、栃木県が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度「とちまる安心認証」(以下「安心認証」という。)の取得を促進し、町民が安心して利用できる飲食店を増加させることを目的に、安心認証取得店に対し支援金を交付することについて、壬生町補助金等交付規則(昭和50年壬生町規則第5号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助金の対象となる事業者は、町税を完納している法人又は個人(以下「事業者」という。)で、次に掲げる各号全てに該当するものとする。

- (1) 安心認証を取得し、今後も引き続き感染予防対策を行う意思のある事業者であること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受け、一般消費者向けの店内での飲食を伴う営業店舗を有する事業者であること。ただし、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーマーケット、コンビニエンスストア、キッチンカー、移動販売車は対象から除くものとする。
- (3) 町内に本社又は本店等の主たる事業所を有する事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者は、本事業の対象としない。

- (1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (2) 申請者の代表者又は役員が、壬生町暴力団排除条例(平成25年壬生町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本事業の対象事業者とすることが適切でない町長が認める事業者

(補助金の額)

第3条 町長は、事業者からの申請に基づき、安心認証を取得した事業者に対し、予算の範囲内で、一律5万円を交付する。

(補助金の申請期間)

第4条 補助金の申請期間は、令和5年2月28日までとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、壬生町とちまる安心認証取得者支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、町長に提出するものとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 本人確認書類(個人事業主の場合)の写し

- (3) 安心認証を取得したことが確認できる書類
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受けていることが確認できる書類
- (5) 申請者の振込口座が確認できる書類
- (6) その他町長が、交付対象者であることの確認等のために必要と認める書類

2 町長は、支援金の申請があったときは、その内容を審査し、壬生町とちまる安心認証取得者支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知する。

3 町長は、前項に基づき交付決定通知書により通知した場合には、速やかに支援金の支払いの手続きを行う。

4 町長は、安心認証の取消しがあったとき、又は第2条の対象事業者として該当しなくなったと認められた場合には、交付決定を取消し、支援金全額の返還を請求する。ただし、事業所の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。